

5 教育環境の整備について

学習指導要領の円滑な実施やいじめ等の教育上の諸課題に的確に対応し、教員が子どもと向き合う時間を確保することにより、質の高い教育を実現するためには、少人数学級や少人数指導等の推進による教育環境の充実が必要である。また、地方が弾力的に教職員定数を決定するとともに、より一層自主的、主体的に学級編制を行えるようにする必要がある。

義務標準法の改正により、小学校第1学年の学級編制の標準が35人に引き下げられ、小学校第2学年については教員の加配により35人以下学級の編制が可能となっている。

文部科学省においては、35人以下学級や習熟度別指導などの少人数教育について、今後さらに推進していく必要があるとしているが、義務標準法の改正は、小学校第2学年以上には拡大されていない。

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、子どもたちの多様な個性や能力を開花させ、その力を社会に生かしていくことのできる人材を育成することが我が国の教育に求められている。

については、義務標準法の改正や中長期的な教職員定数改善計画の早期策定等により、少人数教育を推進するとともに、教職員定数及び学級編制について地域の実情に応じたより柔軟な対応ができるよう配慮されたい。また、そのために必要な財源を国の責任において確保されたい。